

宿泊施設予約システム(ヤドバンス!)利用規約

第1条(総則)

本規約は、当サービス申込者 法人名 (以下「乙」という)と株式会社スペースキー(以下「甲」という)が提供する「宿泊施設予約システム(ヤドバンス!)」(以下「当システム」という)を、甲所定の方法により申込み、甲がこれを認めた場合の、甲と乙との間の契約関係について定めるものである。

第2条(用語の定義)

- 1項. 「当システム」…甲が乙に提供するASP(アプリケーション・サービス・プロバイダ)。ウェブブラウザを介してインターネット上でプランの販売及び顧客からの宿泊予約受付、情報管理を可能とするシステム。
- 2項. 「顧客」…当システムにより、オンラインで乙に宿泊予約を行う個人又は団体。

第3条(サービスの種類)

甲は、本規約に基づき、別途規定する「当システムサービスプラン」「当システム基本サービス」およびこれに付随するサービス(オプションサービスを含みます。)を提供する。

第4条(当システム利用の申込み)

- 1項. 甲は「当システム」の提供を受けるにあたり、本利用規約に同意の上、甲の指定する利用申込書に必要事項を記載し、申込を行うものとする。
- 2項. 甲は、乙が次の各号に該当する場合には、当システムの利用の申込を承諾しないことがある。
 - 1号. 本契約及び本契約に定める義務を怠る恐れがあると甲が判断したとき。
 - 2号. 利用申込書に虚偽の事実を記載したとき。
 - 3号. 前各号のほか、甲が利用契約の締結を適当でないと判断したとき。

第5条(サービスの変更・廃止)

甲は営業上、その他の理由により、当システムの内容を変更または、廃止することがある。この場合は、本規約第26条に基づき、乙に対して通知するものとする。

第6条(届出事項)

乙は、利用申込書の内容に変更があった場合、直ちに甲へ届出を行うものとする。なお、届出が無かったことにより、いかなる損害が発生しても甲は一切の責任を負わないものとする。

第7条(権利の譲渡等)

乙はサーバーを利用する権利、その他本契約に基づく一切の権利を譲渡・転貸することはできない。

第8条(業務委託)

- 1項. 甲及び乙は自らの責任において業務の全部または一部を第三者に委託することができる。
- 2項. 前項の場合、甲及び乙は当該第三者に対し、顧客情報の管理その他本契約及び本規約を遵守させるものとし、当該第三者によるいかなる行為に対しても責任を負うものとする。

第9条(有効期間と更新)

- 1項. 本規約の有効期間は、利用契約書の記載に準ずるものとする。
- 2項. 本契約及び本契約について、年間契約時の更新は、年間契約満了月の前月25日までに甲の定める方法で乙から解約の申し出がない限り、従前の条件と同一の条件で自動更新されるものとする。

第10条(サービスの開始)

- 1項. 「当システム」の利用契約が成立した後、甲は乙に対してサービスの開始日、申込内容及び必要なID・パスワードを、甲が適切と判断する方法によって通知する。
- 2項. 乙は本条第1項の通知をもってサービス提供内容を確認したものとし、通知日をサービス開始日として承認したものとする。なおサービス開始日が属する月の翌月より、甲の定める方法により、利用料金を支払うこととする。

第11条(部屋数の提供)

乙は甲に対し、甲が定める部屋提供条件に従い、ヤドバンス宿泊予約システム利用申込書に記入した総部屋数に応じた一定部屋数以上の部屋数を提供するものとする。

第12条(ID・パスワード管理等)

乙は、第10条1項に基づき甲から発行されたパスワードについて、第三者に知られないように管理し、パスワードの盗用を防止する措置を乙の責任において行う。甲は「当システム」へのアクセスについて、送信されたID及びパスワードがいずれも乙が登録したものである場合には、乙からの送信として取扱うものとし、不正使用その他の事故等により生じた損害については一切責任を負わないものとする。

第13条(予約・キャンセルの通知)

- 1項. 甲は「当システム」において、予約者から予約または予約のキャンセル・変更を受け付けたときは、これらに関する情報(以下「予約情報」という)を、甲所定の方法で乙に通知するものとする。ただし、変更およびキャンセルについては、甲と乙の間で合意した期限までに甲が受け付けたものに限る。
- 2項. 乙は、少なくとも1日に1回以上、「当システム」にアクセスし予約情報の有無を確認しなければならない。
- 3項. 乙は、顧客または宿泊者から乙に対して、直接電話等で予約のキャンセルまたは変更を受け付けた場合、速やかに当システムを用いて甲へ通知するものとする。
- 4項. 顧客による予約は、甲が、当該顧客から予約受付し、予約完了した旨の表示を行った時点で完了するものとする。この時点以降、乙は当該予約を取り消すことができないものとする。
- 5項. 前項に従い予約が完了した後、乙が宿泊料金、部屋条件または食事その他の接遇サービスの条件を改定した場合であっても、乙は、当該予約の予約情報として甲が通知した宿泊料金その他の条件(予約情報

に含まれていない条件については、当該予約の完了時に乙が「当システム」に表示していた条件)を適用するものとする。

第14条(利用料)

乙は、甲に対し、当システム利用の対価として、別途規定する「当システムサービスプラン」「当システム基本サービス」およびこれに付随するサービス(オプションサービスを含む。)に定めがあり、乙が契約したサービスに属する初期設定費・月額料金、または手数料を支払うものとする。

第15条(手数料に関する計算方法)

- 1項. 甲は、月ごとに、「当システム」により予約された宿泊サービスにつき、宿泊料金(ただし、消費税額相当額を差し引くものとする)に別表に定める手数料率を乗じた額およびこれにかかる消費税(以下「手数料」という)を乙に対して請求し、乙はこれを支払うものとする。
- 2項. 乙は、登録宿泊施設において、「当システム」を介しないキャンセル、不泊、期間変更または宿泊条件の変更があったときは、「当システム」内にて通知する締切日までに、変更手続きを行うものとし、この場合、手数料はかかる変更後の宿泊料金を基準として計算する。乙が同日までに変更処理を行わなかった場合には、かかる変更がなく宿泊サービスが利用されたものとみなして手数料を決定する。ただし、延泊その他手数料の金額が増加する変更があったときは、乙が当該変更にかかる手続きを行わなかった場合でも、乙は、甲に対し、当該変更による手数料の増加額を支払う。
- 3項. 本契約が終了した場合でも、本契約が終了するまでに予約された宿泊サービスについては、本契約期間外の宿泊日の予約であっても、乙は甲に対して手数料を支払うものとする。なお第28条、第29条、第30条に基づき本契約が解約された場合においても本項は適用されるものとする。

第16条(利用料および手数料に関する支払い)

- 1項. 乙は、第14条および第15条1項により請求された金額を請求対象月の翌月末までに銀行口座からの自動引落(以下、「口座振替」という。)により支払うものとする。またサービス開始日の属する月と翌月請求分は、乙は甲が指定する銀行口座への振込送金により支払うものとし、この場合の支払い期限も、契約日の属する月の請求は翌月末、契約日の属する月の翌月の請求分は翌々月末とする。
- 2項. 口座振替は、甲が指定する収納代行会社を通じ、乙が指定し、かつ甲が承認した金融機関の預金口座からの自動引落の方法で行うものとする。
- 3項. 乙の都合により、利用料金の口座振替が引落日時点で不能の場合、甲が定める支払期限までに乙はその利用料金を甲指定の口座に振込むものとする。
- 4項. すべての銀行振込にかかる手数料に関しては乙が負担するものとする。
- 5項. 乙が、甲に対し本規約に定めた金額を支払う場合は、消費税相当額を別途加算して支払うものとする。

第17条(遅延損害金)

乙の甲に対する支払いが遅延した場合は、乙は甲に対してその時点での残金の合計金額にその時点から年利14.5%の割合による遅延損害金を加算して直ちにこれを支払う。

第18条(顧客情報)

- 1項. 乙は、本契約の存続中と終了した日から1ヶ月間、「当システム」を利用した顧客の属性、予約履歴、その他の顧客情報(以下「顧客情報」という)を利用することができる。
- 2項. 甲及び乙は、顧客情報を利用するに当たっては、顧客のプライバシーに配慮し、当該顧客の了解を得ないまま第三者に顧客情報を有償、無償を問わず、漏洩・開示・提供してはならない。
- 3項. 甲は乙の「顧客情報」を統計的分析にのみ利用することができる。

第19条(宿泊サービスに関する諸問題への対応)

- 1項. 宿泊サービス、予約もしくはそのキャンセル・変更または宿泊サービス情報に関連して予約者、宿泊者その他の第三者との間で発生した苦情、紛争、その他の問題については、乙がその責任と負担をもって解決するものとし、甲または甲の役職員もしくは関係者に対して何らの迷惑もかけないものとする。
- 2項. 前項の問題により甲または甲の役職員もしくは関係者に損害または費用負担が生じた場合には、乙はその一切の損害(弁護士費用を含む)を賠償する。

第20条(守秘義務)

甲乙両者は、本契約期間中または契約終了後に関わらず、本契約及び本契約に関連して知り得た情報、その他甲の機密に属すべき一切の事項を第三者に漏洩・開示・提供してはならない。ただし、予め甲乙両者による書面での合意を得た場合はこの限りではない。

第21条(通知義務)

- 1項. 乙は、次の各号のいずれかに該当する事項が発生し、またはこれにつき変更が生じたときは、ただちに甲に通知するものとする。
 - 1号. 営業を廃業するとき
 - 2号. 商号、屋号または法人名を変更するとき
 - 3号. 代表者を変更するとき
 - 4号. 経営権もしくは営業権の譲渡があったときまたは議決権の過半数を実質的に所有している株主が変更するとき
 - 5号. 合併、会社分割、株式交換または株式移転を行うとき
 - 6号. 旅館営業またはホテル営業全体を第三者に業務委託するとき
 - 7号. 営業方針を変更するとき
 - 8号. 登録宿泊施設の一部または全部を休業するとき、または営業を再開するとき
 - 9号. 増築または改築工事を行うとき、または諸設備に変更のあるとき
 - 10号. 営業に関する官公庁または公的機関による許可、認可、登録、届け出、認定または証明につき、取り消し、却下、更新の拒絶、不受理等の事情により取得できなかったとき
 - 11号. 破産手続開始、特別清算開始、民事再生手続開始または会社更生手続開始を申し立てようとするとき
 - 12号. 乙が利用契約書に記載した乙のホームページ URL 以外で、乙のホームページを制作するとき

第22条(禁止事項)

1項. 乙は、以下の行為を行ってはならない。

1号. 特定商取引に関する法律、不当景品及び不当表示防止法その他法令の定めに従って違反する行為

2号. 犯罪に結びつく行為及びその可能性のある行為

3号. 公序良俗に反する行為

4号. 消費者の判断に錯誤を与える恐れのある行為

5号. 第三者に対し、財産権(知的財産権を含む)の侵害、名誉プライバシーの侵害、誹謗中傷その他の不利益を与える行為

6号. 甲と同種または類似の業務を行う行為

7号. 甲のサービス業務の運営・維持を妨げる行為

8号. 有害なコンピュータープログラム等を送信または書き込む行為

9号. 甲が別途禁止行為として定める行為

2項. なお、甲は上記各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、もしくは該当する行為がなされる恐れがあると判断した場合は、直ちに乙へ通知するものとする。

第23条(サービスの一時停止)

乙は甲が提供するサービスについて、以下の事由により一定期間停止される場合があることを予め承諾し、サービス停止による損害の補填等を甲に請求しないこととする。

1号. 甲のサーバ、ソフトウェア等の点検、修理、補修、改良等の為の停止

2号. コンピュータ、通信回線等の事故、障害による停止

3号. その他やむを得ない事情による停止

第24条(「当システム」の利用停止および強制解約)

1項. 甲は、乙が以下の何れかの事由に該当する場合には、乙の「当システム」の利用を停止し、甲または乙が表示したコンテンツの削除を行うことができるものとする。この場合、乙は速やかに甲の指示に従い、サービスの再開に必要な改善措置をとらなくてはならない。乙による改善措置がなされない場合、甲は事前に告知なく直ちに強制解約することができるものとする。

1号. 本契約、本規約その他甲との間で締結された契約に違反したとき

2号. 予約を申し込んだ顧客からクレームが頻発したとき

3号. その他甲が消費者保護の観点などから「当システム」の利用停止等の措置が必要と判断したとき

5号. 債務の履行を怠ったとき

6号. 債務の履行の遅滞、または支払を拒否したとき

7号. 「当システム」の運営を妨げる行為をなしたとき

8号. その他、「当システム」の提供を継続することが甲が不適切であると判断したとき

9号. 長時間の架電、同様の問い合わせの繰り返しを過度に行い、または義務や理由のないことを強要し、甲の業務に著しい支障を来したとき

10号. 利用契約書の登録事項において、虚偽の記載があった場合

11号. 利用契約書に記載の、乙ホームページURL上で「当システム」の利用がなされていないことが確認され

た場合。

12号. 利用契約書に記載の、乙ホームページ URL 以外で、乙ホームページが確認でき、「当システム」の利用がなされていないことが確認された場合。

- 2項. 前項に基づき乙が「当システム」の停止等の措置を受けている場合であっても、乙は第14条・第15条に基づく利用料の支払い義務を負うものとする。
- 3項. 第1項により強制解約された日が、年間契約期間を満たしていない場合、金2万円を支払うものとする。

第25条(免責)

- 1項. 甲は、「当システム」の利用に際して甲の故意又は過失により、乙または第三者に対して損害が生じた場合、甲は責任をもって対処するものとする。
- 2項. 甲は、「当システム」の利用に際して、甲の責によらない自由により、乙または第三者に対して損害が生じた場合、その損害(サーバーまたはソフトウェアの障害・不具合・誤動作・本契約に基づく「当システム」内のコンテンツの全部、または一部の削除、顧客との取引等によるものを含む)について、賠償する責を負わない。
- 3項. 甲は、「当システム」の内容および乙が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等いかなる保証も行わない。

第26条(甲からの通知)

- 1項. 甲が乙に対して通知または告知(以下、本条において「通知等」という。)を行う必要があると判断した場合、甲が定める方法により随時通知等するものとする。
- 2項. 前項の通知等は、甲が当該通知の内容を「当システム」の管理画面上に表示した時点より効力を発するものとする。電子メールによって通知等を行う場合には、甲が乙に対して電子メールを発信した時点をもって、乙に当該通知等が到達したものとみなす。

第27条(オプションサービス契約)

- 1項. 乙は、「当システム」契約に付随する契約(以下「オプションサービス契約」という)について、利用申込書以外においても、オプションサービス申込書、または甲が乙に対して発行したID及びパスワードを使用して甲所定の方法により契約の申込みをすることができる。
- 2項. 前項の申込みに対して、甲が定める方法により承諾の通知をした時にオプションサービス契約は有効に成立する。
- 3項. 前項の承諾の通知は、甲が乙に対して、オプションサービス契約の申し込みを承諾する旨の電子メールの送信、または甲所定の方法により行うことができる。
- 4項. 付随契約に別途定めのない事項については本契約及び本規約の規定を準用する。

第28条(乙による解約手続き)

- 1項. 当システムの解約を希望する場合は、当社の定める方法で届出をするものとする。
- 2項. 甲が前項の届出を受領した月の翌月が契約期間満了日を含む月を経過していない場合、乙は甲に対し、金2万円を支払うものとする。

- 3項. 第1項による届出の受領は、前月 26 日から当月 25 日までに当社に到着したものを当月受領分とし、その翌月末日をもって解約の効力が発生するものとする。
- 4項. 当システムの解約にともない、甲は既に受領した利用料金その他の金銭の払い戻し等は一切行わない。
- 5項. 解約時点において発生している利用料金その他の債務の履行は、本規約に基づいて行うものとする。なお、本規約に定めのない事項については、乙は当社の請求に従うものとする。
- 6項. オプションサービスの解約については、本条第1項から第5項を準用する。

第29条(違約金)

乙は利用申込書で定められている年間契約のサービスを契約した場合、契約満了前であっても甲に対して2万円(税別)の違約金を支払うことにより解約することができる。

第30条(契約コース変更)

乙は宿泊施設予約システム(Yadvance!システム)の契約コースの変更を希望する場合、甲所定の方法により申込を行い、甲が承諾した場合、別の契約コースに変更を行えるものとする。ただし、利用契約書に定める契約期間途中でのサービス形態変更はできないものとする。

第31条(規約の変更)

- 1項. 甲は必要と認めるときは、乙へ予告なく本規約の内容を変更することができる。
- 2項. 本規約の変更については、甲が変更を通知(管理画面情報デスクを含む)した後において、乙が「当システム」の利用を継続した場合には、乙は新しい規約を承認したものとみなし、変更後の規約を適用する。

第32条(準拠法、合意管轄裁判所)

本規約は日本法に基づき解釈されるものとし、甲と乙との間で訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上

平成 24 年 4 月 25 日